

# 空き家等の適正な維持管理を

適正な管理ができていない空き家等の増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など市民のみさんの身体や財産、安心・安全な暮らしに悪影響を及ぼします。

所有者や管理者は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任で適正な管理に努めてください。

問合せ 危機管理防災課 ☎(43)1111 内線 583・FAX (43)7656

## 管理不全な状態とは

- つぎのいずれかに該当する状態のこと
- ・老朽化し、台風などで倒壊の恐れがある
- ・不法侵入により火災や犯罪などの恐れがある
- ・建築材などが飛び、敷地外にいる人に損害を及ぼす恐れがある
- ・草木が著しく繁茂し、周囲の生活環境の保身に支障を及ぼす恐れがある



## 空き家等とは

いつも無人で、実際に生活実態のない建物やそのほかの工作物、また、その敷地のこと



## 市の対応の流れ

管理不全な空き家等があり、周りに迷惑がかかっている、またはかかりそうなときはご連絡ください。市に情報が提供された場合は、市がその空き家等の実態調査を行った上で、空き家等を適正に管理するよう所有者等に指導します。



空き家等が原因となって、近隣や通行者に被害が生じた場合、所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われる恐れがあります。問題が発生する前に、空き家等の適切な管理をお願いします。

止をしなければなりません。通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。

歩道は歩行者優先で  
車道寄りを徐行  
自転車は歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。

車道は左側を通行  
歩行者、車両に注意し、道路(車道)の左側へ寄って通行しましょう。

自転車は車道が原則  
歩道は例外  
道路交通法上、軽車両の位置付けです。歩道と車道の区別のある道路では原則、車道を通行しましょう。

## 自転車安全利用五則

自転車は、環境に優しく便利な乗り物ですが、事故を起こしてしまうと大きなけがにつながる可能性があります。ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

平成30年4月1日から「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が一部改正となり、自転車損害保険等への加入が義務化されました。

## ルールを守って自転車事故をなくそう

### 自転車安全利用の心得

- ▼自転車を購入したときは、防犯登録を
- ▼複数の施錠やひったくり防止カバーなどで、防犯対策を
- ▼定期的な点検・整備を
- ▼反射材の使用を
- ▼明るい目立つ服の着用を

子どもはヘルメット着用  
保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に座らせるときには、乗車用ヘルメットを着用させましょう。

- 傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用禁止
- 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

問合せ 危機管理防災課 ☎(43)

1111 内線 583・FAX (43)7656

# 空き地の維持管理を徹底しましょう



問合せ 環境課 ☎(48) 0331 ・ ☎(48) 2226

土地の維持管理を適正に行うことは所有者の責務です。所有する空き地に雑草や雑木は伸びていませんか？ 年に2回以上は土地の状況を確認し、雑草や雑木の処理をしましょう。雑草や雑木が生い茂ると、空き地の維持管理に支障が出てくるばかりでなく、所有者以外にも悪影響があります。

## ▼生い茂った雑草・雑木の悪影響

- ごみの不法投棄の温床になります  
雑草や雑木が生い茂っている場所は、不法投棄が多い傾向にあります。
- 害虫や悪臭が発生します  
不衛生な環境になり、蚊やムカデなどの害虫や、枯草などの腐敗による悪臭が発生することもあります。



- 交通事故や犯罪の発生誘因になります  
交差点などの角地では見通しが悪くなり、交通事故が発生する原因にもなります。また、見通しの悪い場所は非行や犯罪を誘発する原因にもなります。



- 火災の危険性が高まります  
特に、秋から冬にかけての乾燥する時季には、雑草・雑木が枯れて燃えやすくなり、火災の危険性が高まります。

- ▼空き地管理は草刈りが基本  
市民のみなさんの衛生的で良好な生活環境を維持するためにも、空き地の所有者は、管理の徹底をお願いします。  
※自分で草刈りができない場合は、業者などに依頼して、有料で除草してもらおう方法もあります。



# 図書館に行こう

図書館では、毎月子どもと保護者を対象としたお話し会や、講座も開催していますので、ぜひ、ご参加ください。  
問合せ 図書館 ☎(42) 0169 ・ ☎(44) 0536

## 博士になろう

とき 6月17日(日)午後2時〜3時30分  
内容 くじらについての講座  
講師 東京海洋大学シャチ研究会

対象 小学1年生〜3年生  
(保護者同伴可)  
申込み 6月1日(金)から

## 子ども映画会

とき 6月3日(日)午後1時30分から  
内容 16ミリアニメ映画の上映  
対象 幼児〜小学生

## 講演会(全3回)

とき 6月10日(日)、24日(日)、7月8日(日)午後2時〜3時30分(申込み不要)  
内容 渡辺崋山の美の世界  
講師 富田鋼一郎氏

## おはなし会

ところ 図書館視聴覚室  
▼ひとつぶおはなし会  
とき 毎週土曜日午前11時から

内容 絵本「ふしぎなたけのこ」、おはなし「くわずにようぼう」など  
対象 5歳以上どなたでも

## ▼おはなしの森

とき 5月9日、23日午前10時30分から(毎月第2・第4水曜日)

内容 絵本「くだもの」「ぞうくんのさんぽ」など  
対象 0歳〜小学校入学前の幼児と保護者

## ▼なでしこサロン

とき 5月17日午前10時30分から(毎月第3木曜日)  
内容 絵本、手遊び、おしゃべりなど

※家庭教育アドバイザーによる子育て相談もお受けしています。  
対象 0歳〜小学校入学前の幼児と保護者

## 香日向おはなし会

ところ 図書館香日向分館  
とき 5月27日午前11時から(毎月第4日曜日)  
対象 4歳児〜小学生